

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月24日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7-601号	
氏名 公立大学法人 大阪	
理事長 福島 伸一	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-6645-3421	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大阪公立大学医学部附属病院
事業場の所在地	大阪市阿倍野区旭町一丁目5番7号
計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83:医療業
②事業の規模	965床(令和6年4月1日現在)
③従業員数	2,889人(令和6年4月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
別紙②のとおり	

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項															
①現状	【前年度（令和5年度）実績】														
	<table border="1"> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>感染性廃棄物</th> <th>燃えやすい廃油</th> <th>pH2.0以下の廃酸</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>排出量</td> <td>546.686 t</td> <td>1.782 t</td> <td>0.214 t</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> </table>	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸				排出量	546.686 t	1.782 t	0.214 t	t	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸											
排出量	546.686 t	1.782 t	0.214 t	t	t	t									
(これまでに実施した取組)															
②計画	【目標】														
	<table border="1"> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>感染性廃棄物</th> <th>燃えやすい廃油</th> <th>pH2.0以下の廃酸</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>排出量</td> <td>547 t</td> <td>1.8 t</td> <td>0.2 t</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> </table>	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸				排出量	547 t	1.8 t	0.2 t	t	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸											
排出量	547 t	1.8 t	0.2 t	t	t	t									
(今後実施する予定の取組)															

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項																				
①現状																				
<table border="1"> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>感染性廃棄物</th> <th>燃えやすい廃油</th> <th>pH2.0以下の廃酸</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>排出量</td> <td>546.686 t</td> <td>1.782 t</td> <td>0.214 t</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> </table>							特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸				排出量	546.686 t	1.782 t	0.214 t	t	t	t
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸																	
排出量	546.686 t	1.782 t	0.214 t	t	t	t														
<p>・感染性廃棄物については、高圧蒸気滅菌器(オートクレーブ)を用いた無害化処理を実施し、排出抑制に努めている。</p>																				
②計画																				
<table border="1"> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>感染性廃棄物</th> <th>燃えやすい廃油</th> <th>pH2.0以下の廃酸</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>排出量</td> <td>547 t</td> <td>1.8 t</td> <td>0.2 t</td> <td>t</td> <td>t</td> <td>t</td> </tr> </table>							特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸				排出量	547 t	1.8 t	0.2 t	t	t	t
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸																	
排出量	547 t	1.8 t	0.2 t	t	t	t														
<p>・感染性廃棄物については、高圧蒸気滅菌器(オートクレーブ)24台で滅菌処理し、無害化を行う。今後も定期的な滅菌処理装置の入替購入するなどし、引き続き排出抑制に努める。</p>																				

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・他の廃棄物とは区別し、施錠できる場所で分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引き続き分別保管する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
・実施していない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
・予定なし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	287.572 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
・高圧蒸気滅菌器(オートクレーブ)を用いて無害化処理を実施し、排出抑制に努めている。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	288 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
・高圧蒸気滅菌器(オートクレーブ)24台で滅菌処理し、無害化を行う。今後も定期的な滅菌処理装置の入替購入するなどし、引き続き排出抑制に努める。			

(第3面-2)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

pH2.0以下の廃酸			
0 t	t	t	t

②計画

pH2.0以下の廃酸			
0 t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

pH2.0以下の廃酸			
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

②計画

pH2.0以下の廃酸			
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
・実施していない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）		
・予定なし			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	全処理委託量	259.114 t	1.728 t
	優良認定処理業者への処理委託量	259.114 t	1.728 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
・委託基準を遵守できる特別管理産業廃棄物処理業者を選定している。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

pH2.0以下の廃酸			
0 t	t	t	t

②計画

pH2.0以下の廃酸			
0 t	t	t	t

①現状

pH2.0以下の廃酸			
0.214 t	t	t	t
0.214 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	全処理委託量	259 t	1.8 t
	優良認定処理業者への処理委託量	259 t	1.8 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<p>・委託処理業者に対して、引き続き定期的に処理状況の現地確認を行う。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	261.11	t
	(今後実施する予定の取組等)		
<p>・JWNETの電子マニフェストシステムを導入しているため、対応可能な処理業者であるとともに優良認定処理業者から選定することとする。</p>			
※事務処理欄			

②計画

pH2.0以下の廃酸			
0.2 t	t	t	t
0.2 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

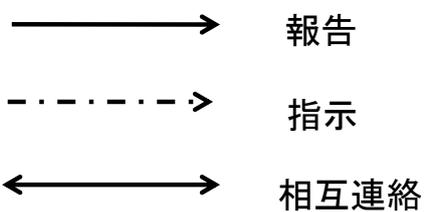
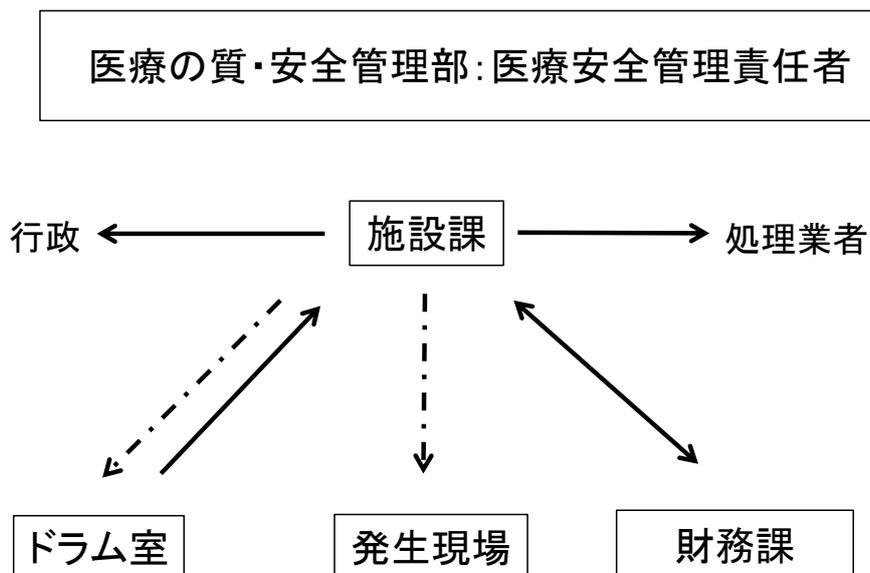
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
 - 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

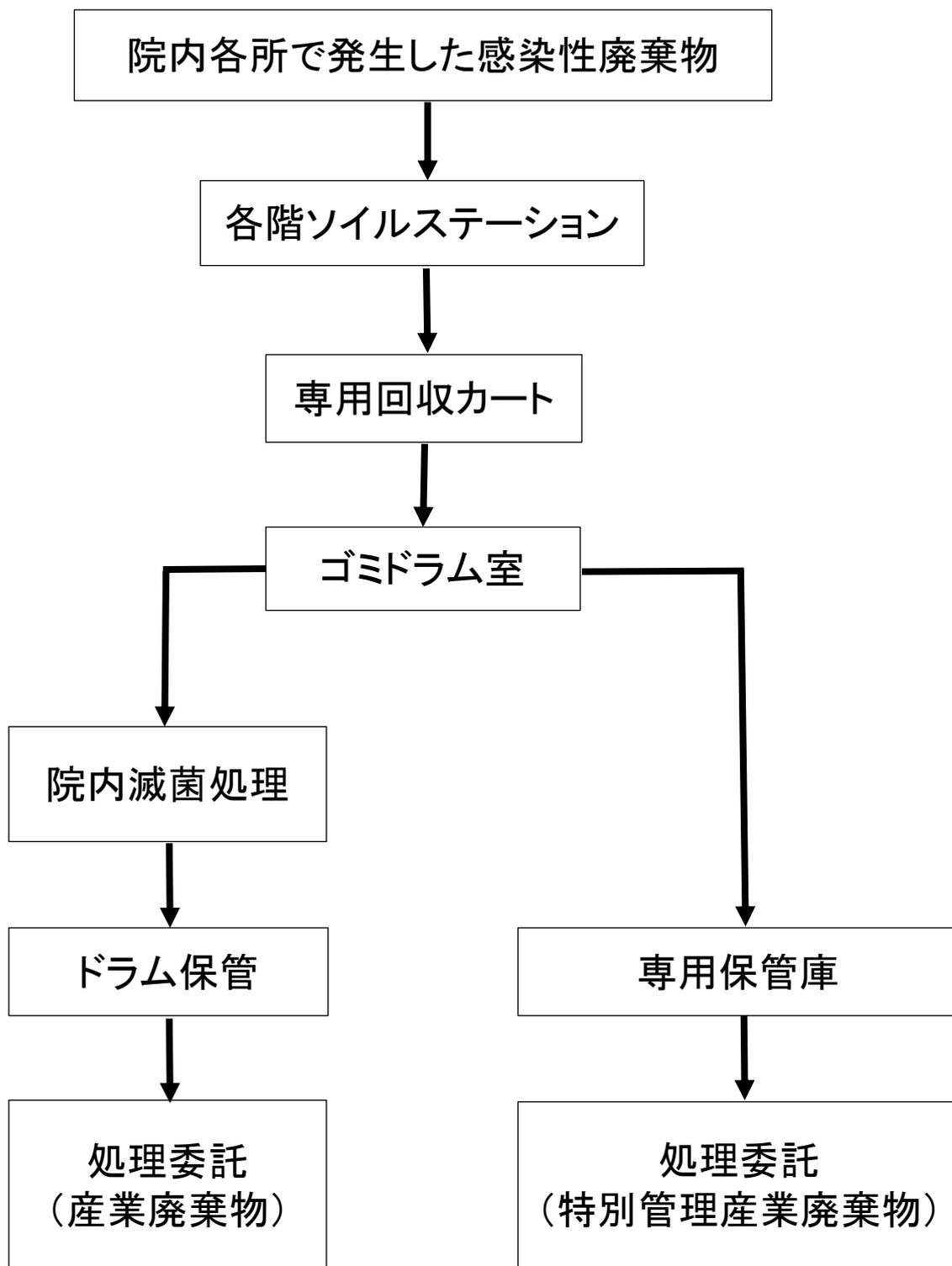
「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条第4項第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
 - 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
 - 9 ※欄は記入しないこと。

添付資料(別紙) 管理体制及び各部署の役割

【管理体制図】



産業廃棄物発生工程フロー



【各部署の役割】

部署	役割
医療の質・安全管理部	・安全管理責任者
施設課	・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 ・処理施設(事業場内・外)の定期的査察 ・行政に対する報告書 ・処理業者委託伝票(マニフェスト)等の管理 ・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する院内啓発 ・廃棄物の資源化・減量化・及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施 ・産業廃棄物の適正処理費用の算出
財務課	・処理業者委託の委託契約、委託料等の管理 ・委託料金の支払い方法による業者管理 ・上記内容を施設課施設担当に報告、相互連絡
発生現場	・廃棄物の分別と適正な取り扱いの実施
ゴミドラム室	・滅菌による産業廃棄物排出量の減量化の実施 ・産業廃棄物の保管 ・排出する廃棄物の種類ごとの発生量と処理量の記録 ・上記内容を施設課に報告